



2026年6月25日

各 位

会 社 名 SMN株式会社
代表者名 代表取締役 執行役員社長 原山 直樹
(コード番号：6185 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 鈴木 勝也
(TEL. 03-5435-7930)

取締役に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 割当日	2026年7月24日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 34,391 株
(3) 処分価額及び処分価額の総額	本自己株式処分は、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法 202 条の 2）、公正な評価額として、取締役会決議の日の前営業日（2026 年 6 月 24 日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値 378 円に上記の処分する株式数を乗じた金額 12,999,798 円を処分価額としております。
(4) 割当予定先	当社の取締役（※） 2名 34,391 株 ※ 監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とし、当社の取締役（非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

また、2025年6月23日開催の第28期定時株主総会において、本制度に基づき、(i) 対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①譲渡制限付株式と引換えにする払込に充てるための金銭報酬債権給



付を受け（以下「現物出資方式」といいます。）、又は、②取締役の職務執行の対価として、募集株式の引き換えとして金銭等の給付を要せずは無償で（以下「無償交付方式」といいます。）、当社の普通株式の発行又は処分を受けること、（ii）本制度により当社が発行し又は処分する当社の普通株式の総数は年12万5千株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とすること、（iii）本制度により当社が対象取締役に対して支給する報酬の総額は、既存の金銭報酬枠とは別枠で、年50百万円以内（なお、①現物出資方式による場合、本制度により当社が発行し又は処分する当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定し、②無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。）とすること、及び、（iv）本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとするにつき、ご承認をいただいております。

① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他処分をしてはならないこと

② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、制度の目的、当社の業績、各割当予定先の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の当社取締役会の決議に基づき、当社の取締役2名（以下「割当対象者」といいます。）に対し、取締役の職務執行の対価として、無償交付方式により、当社の普通株式合計34,391株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

なお、譲渡制限期間は、本制度の導入目的である企業価値向上のためのインセンティブの付与及び株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、割当日から当社及び当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位も喪失する日までの間としております。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と割当対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

割当対象者は、2026年7月24日（割当日）から当社及び当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位も喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。



(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が、2026年7月24日(割当日)から2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間(以下「本対象期間」という。)、継続して当社及び当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位(以下「本地位」という。)にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が本対象期間中において、死亡その他正当な理由により当社及び当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限期間の満了時において、2026年7月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数(但し、1を超える場合は1とみなす。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

以上